

国土交通省 関東整備局 常陸河川国道事務所

「熱中症対策研修会」

令和7年8月6日（水）午前10時30分～（60分）

**厚生労働省茨城労働局
労働基準部健康安全課
課長補佐 深津 直哉**

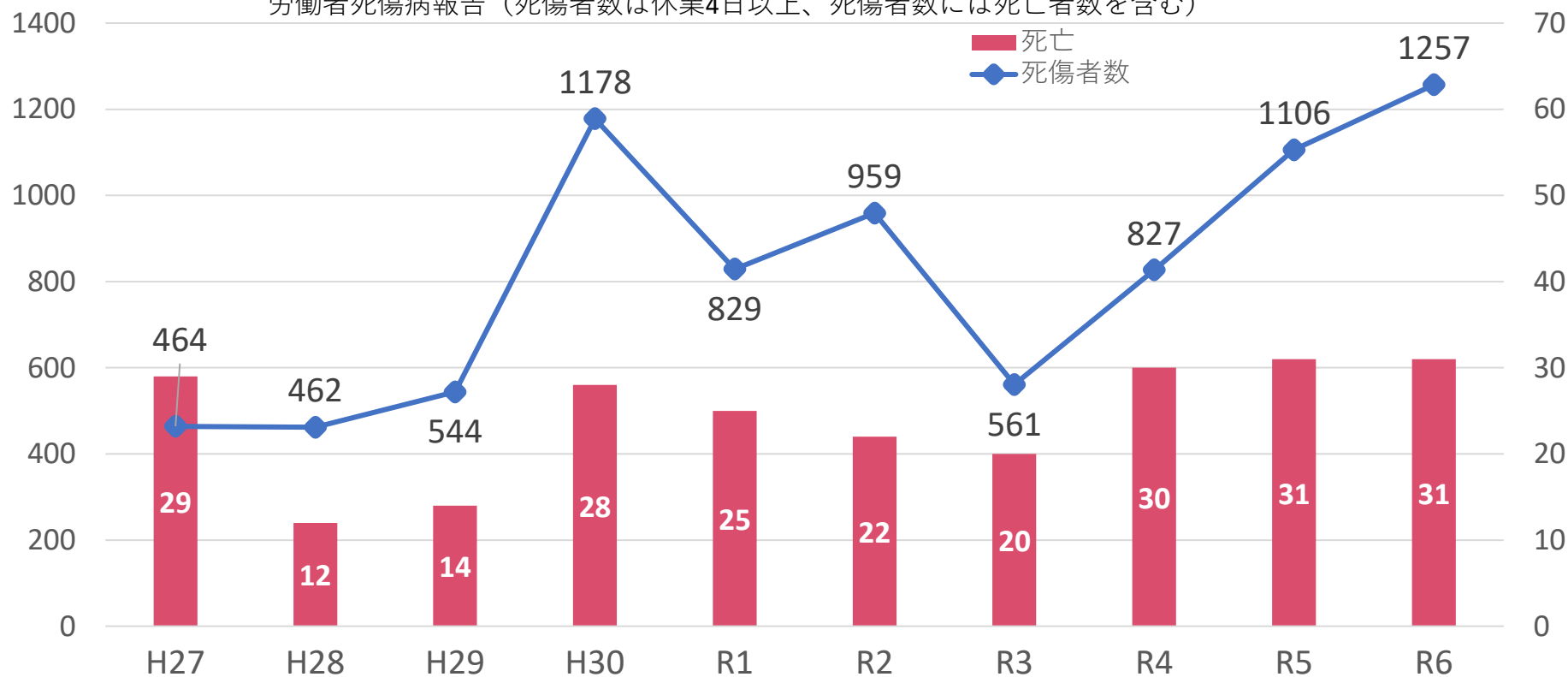
本日の内容

- 1 熱中症による労働災害発生状況
- 2 職場における熱中症予防対策の総枠
- 3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）
- 4 熱中症による労働災害事例（3事例）
- 5 熱中症予防対策の事例
- 6 まとめ

1 熱中症による労働災害発生状況

全国の熱中症による労働災害発生状況

労働者死傷病報告（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



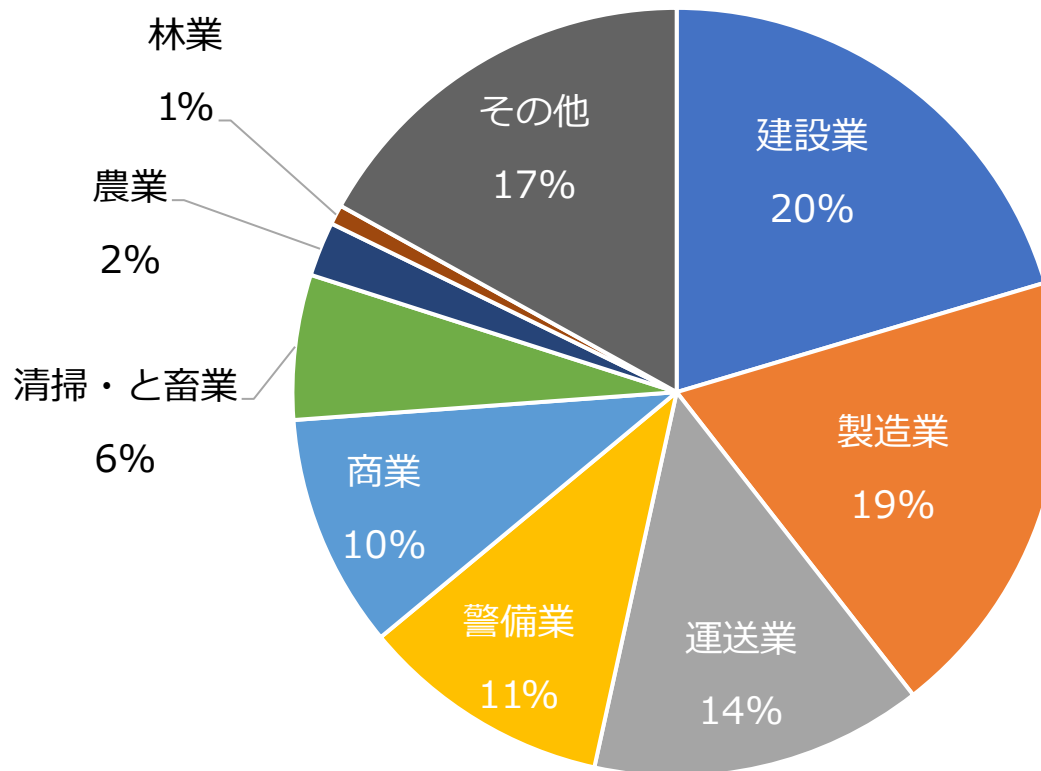
夏季（6月から8月）の気温偏差



1 熱中症による労働災害発生状況

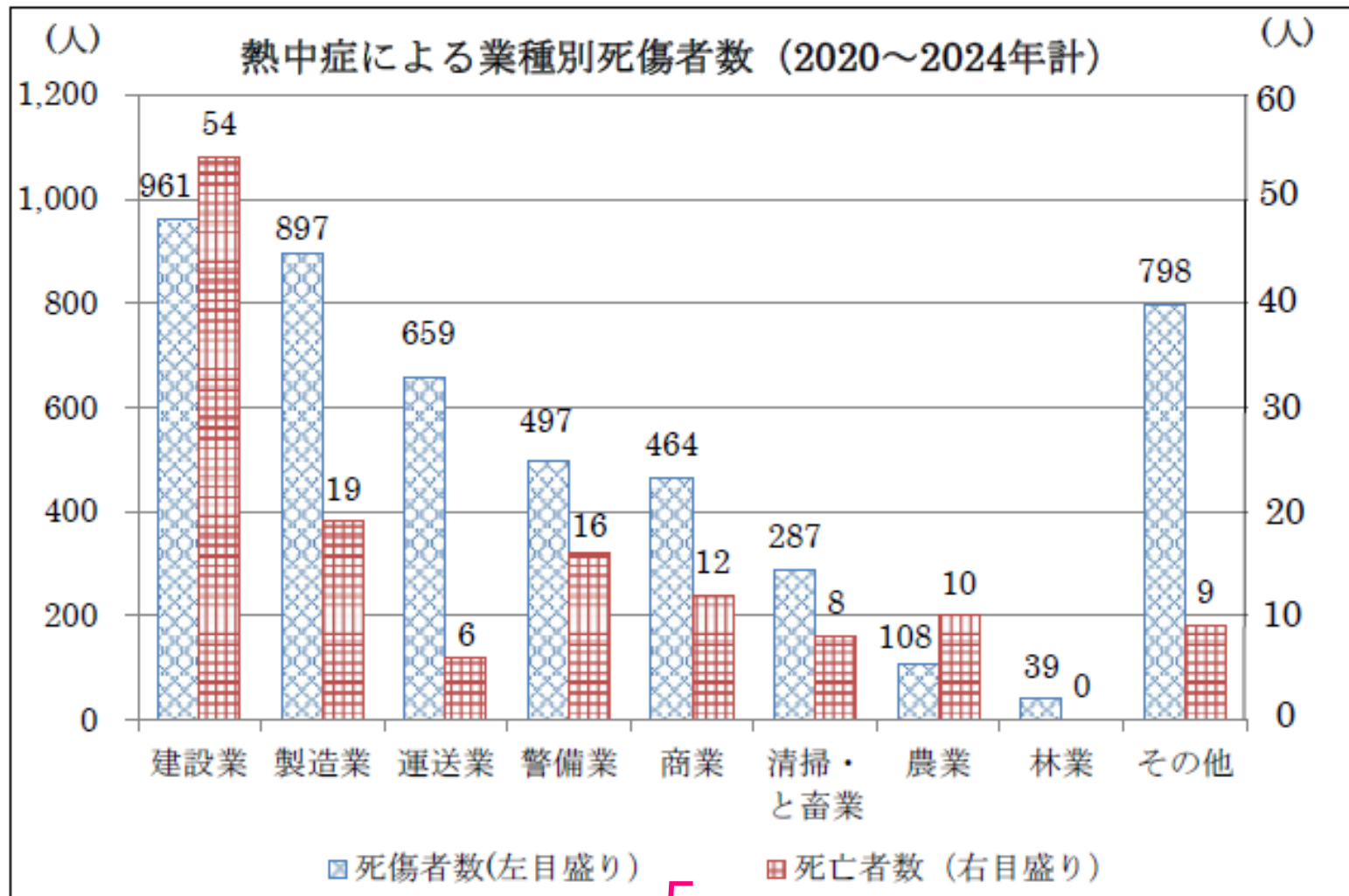
全国の熱中症による労働災害発生状況

業種別死傷者数の割合（令和2年～令和6年）



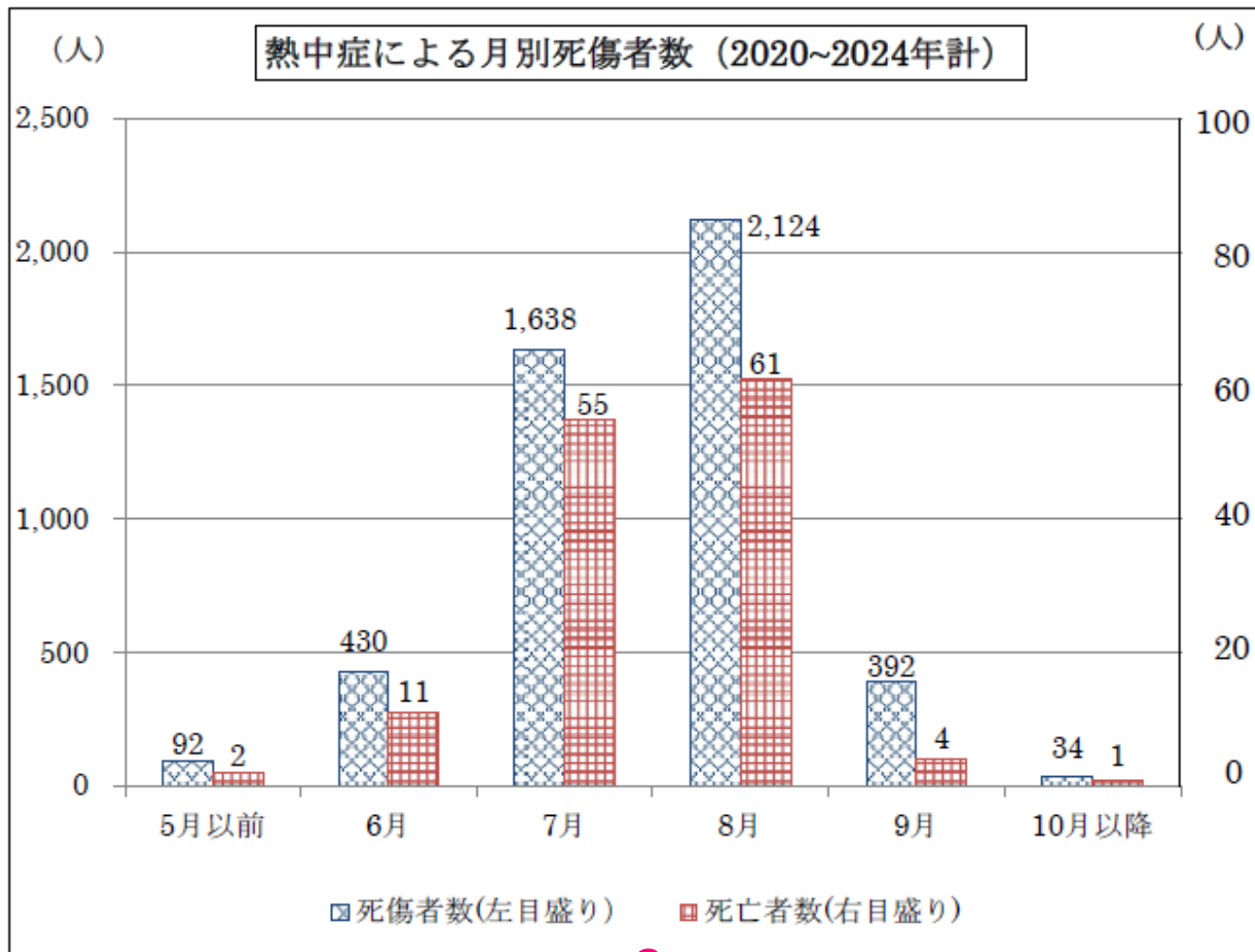
1 熱中症による労働災害発生状況

全国の熱中症による労働災害発生状況



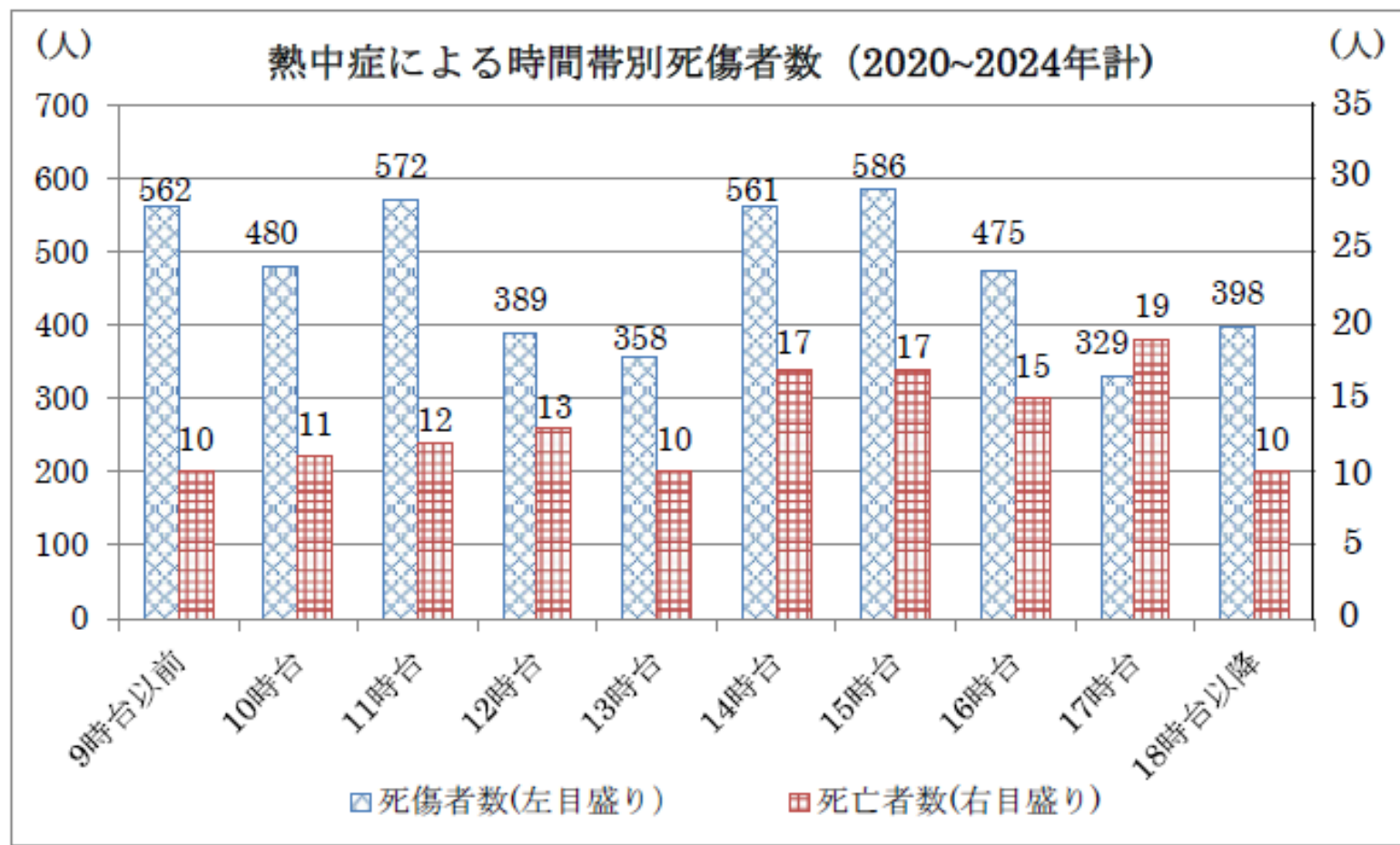
1 熱中症による労働災害発生状況

全国の熱中症による労働災害発生状況



1 熱中症による労働災害発生状況

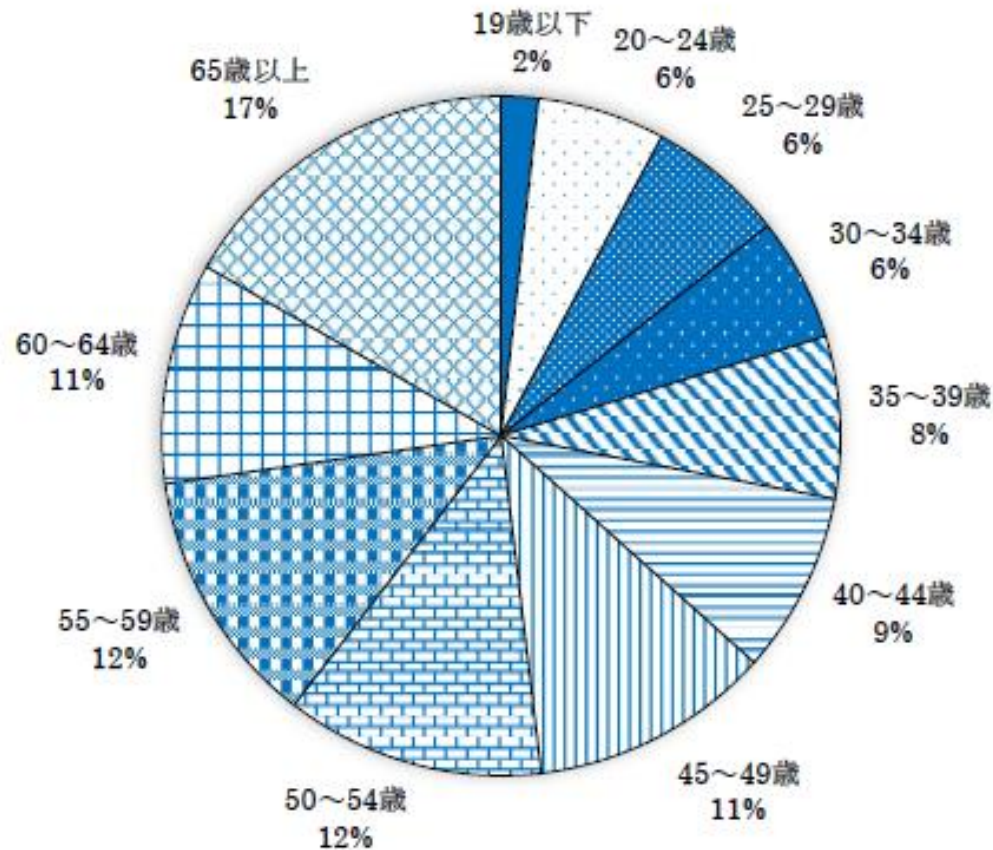
全国の熱中症による労働災害発生状況



1 熱中症による労働災害発生状況

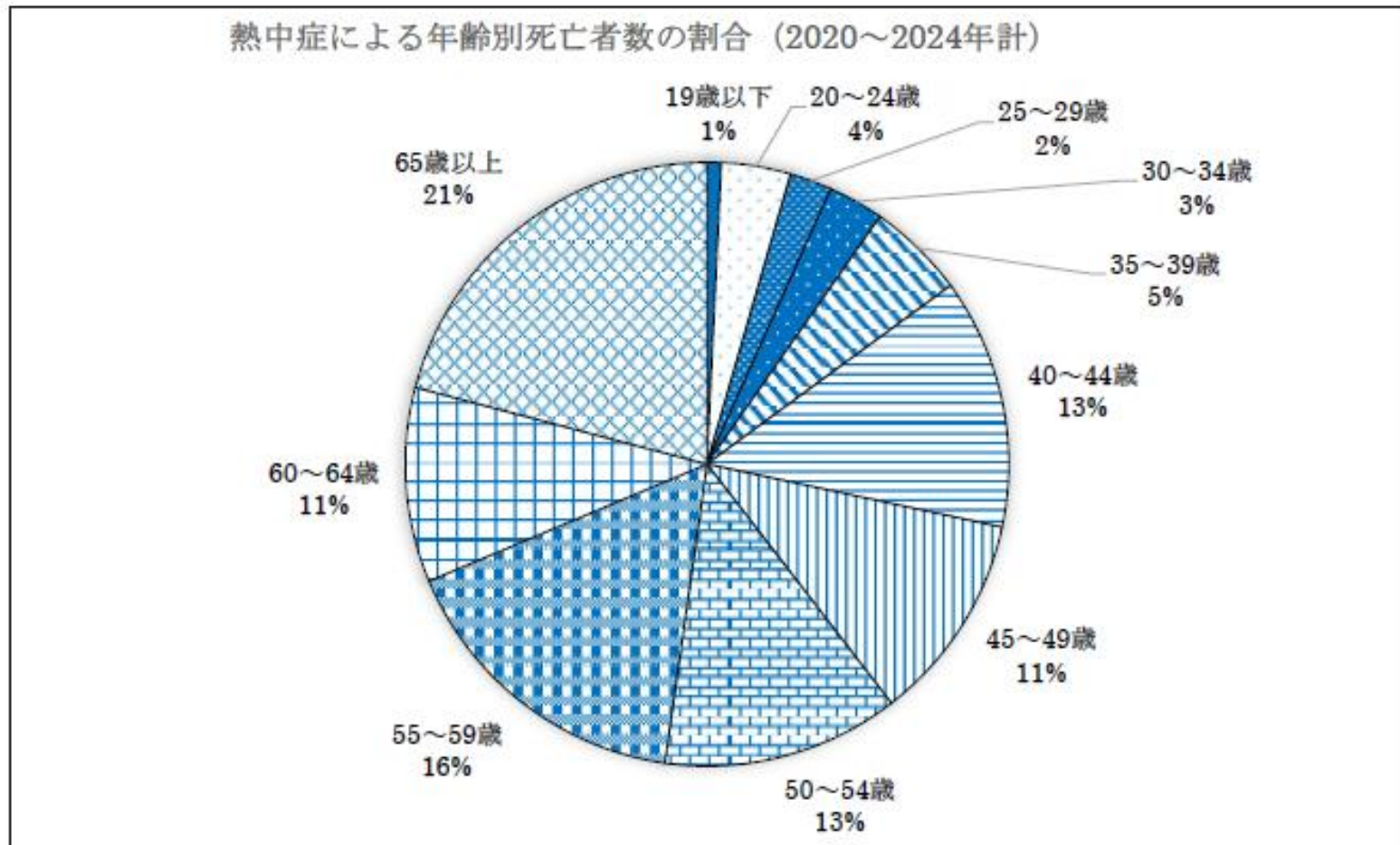
全国の熱中症による労働災害発生状況

熱中症による年齢別死傷者数の割合（2020～2024年計）



1 熱中症による労働災害発生状況

全国の熱中症による労働災害発生状況



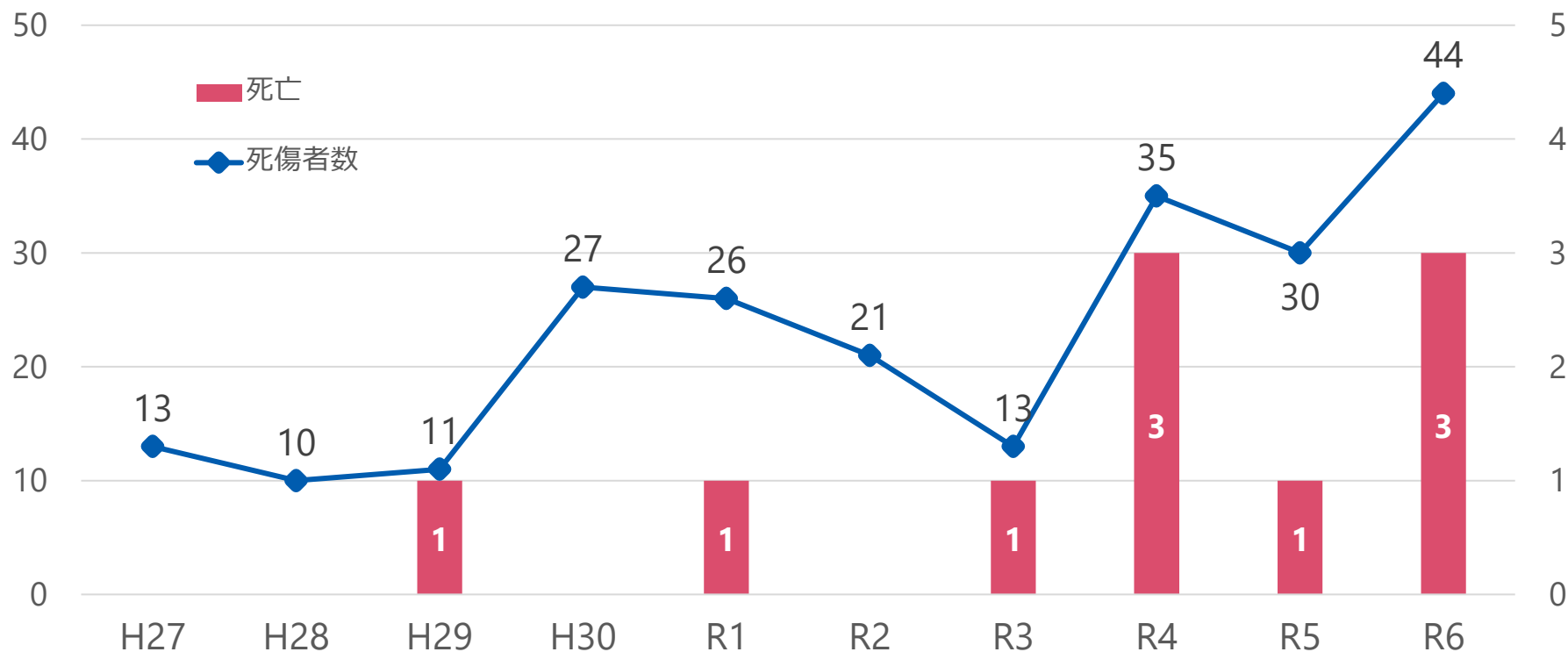
1 熱中症による労働災害発生状況

全国の熱中症による労働災害発生状況

- 令和6年の死亡災害は31件で、被災者は男性28件、女性3件
- 発症時・緊急時の措置の確認及び周知していたことを確認できなかった事例が20件あった
- 暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例が24件あった
- 熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が14件あった
- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は21件

1 熱中症による労働災害発生状況

茨城県内の熱中症による労働災害発生状況



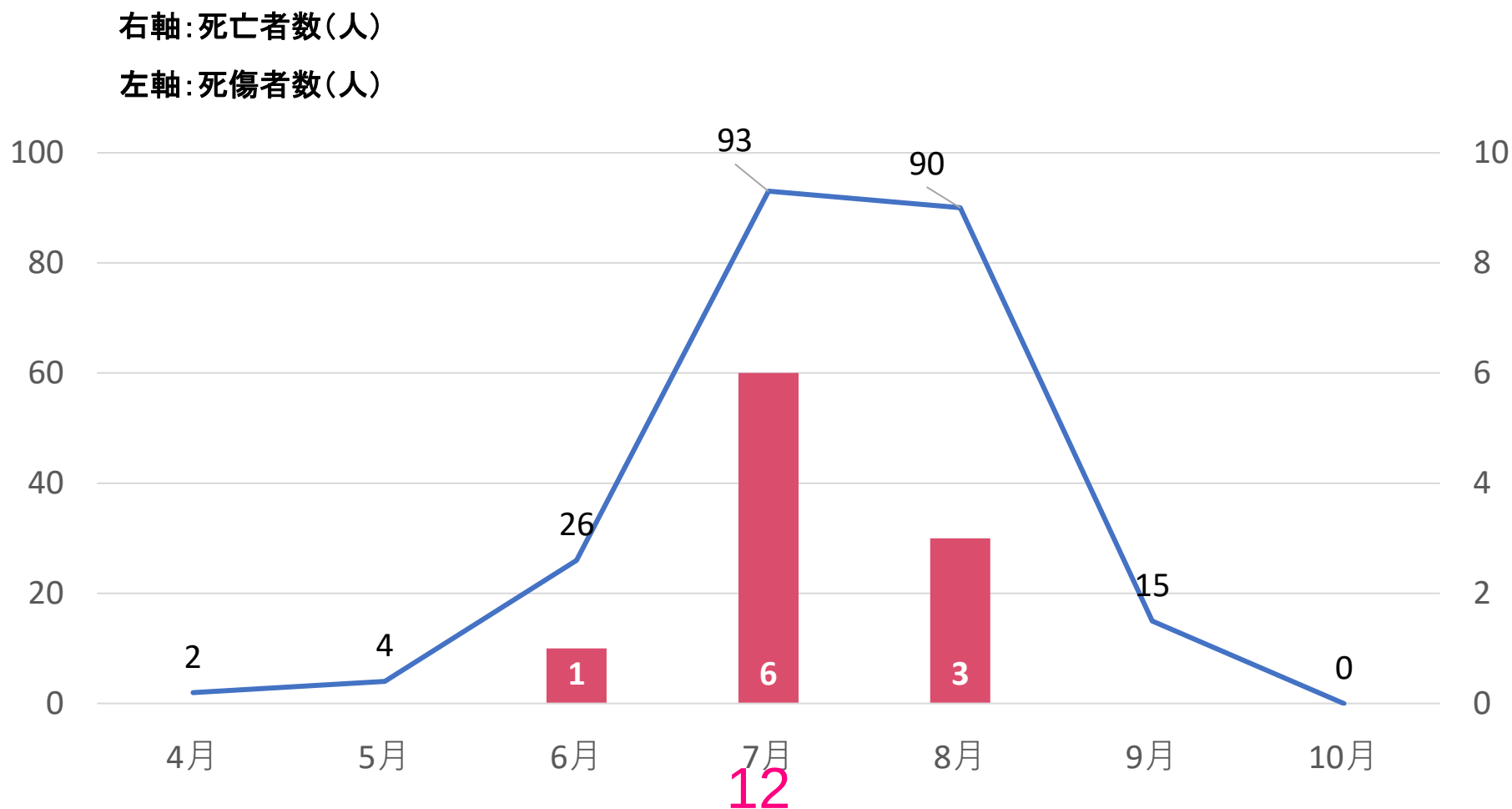
労働者死傷病報告：茨城労働局（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）

夏季（6月から8月）の気温偏差



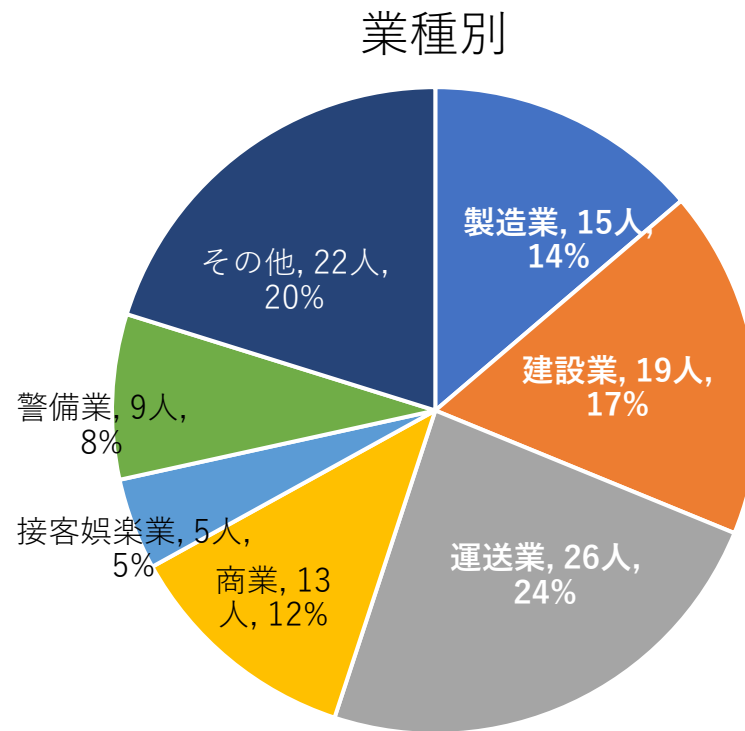
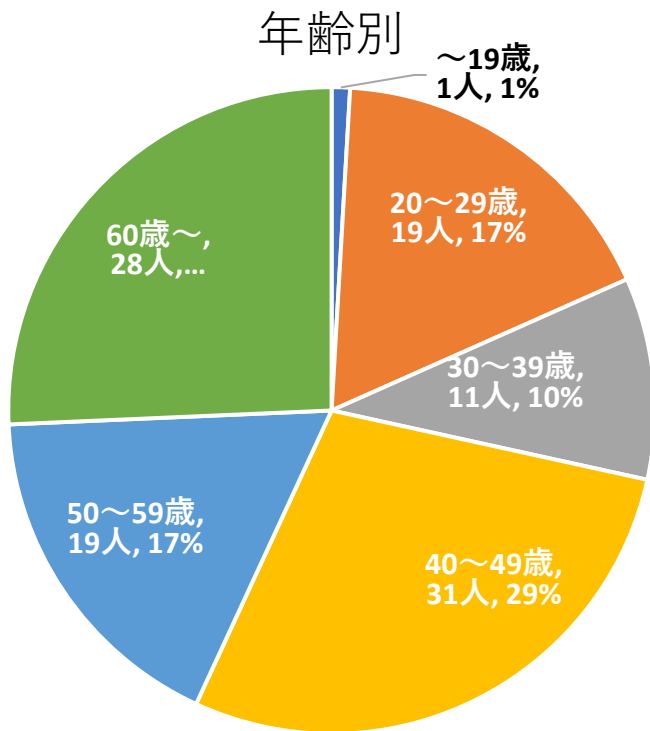
1 熱中症による労働災害発生状況

茨城県内の熱中症による労働災害発生状況（月別・過去10年）



1 熱中症による労働災害発生状況

職場における熱中症による業種別・年齢別死傷者数の推移 (茨城県：令和4年～令和6年)



過去3年間のデータでは、40歳代の発生が最も多く、次いで60歳代以上となっている。
業種別では、最も多く発生しているのは運送業。建設業は2番目に多くなっている。
運送業や商業などの業種の場合、短時間の荷の積卸作業などで発生している。

2 職場における熱中症予防対策の総枠

規則改正の位置づけについて

職場
にお
ける
熱中
症予
防対
策

R3.4.20付け基発0420第3号

R7.5.20付け基発0520第7号（一部改正）

「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく措置
4月準備月間/5～9月キャンペーン期間/7月重点取組期間

令和7年6月1日施行

「労働安全衛生規則第612条の2」に基づく措置

※厚生労働省 労働基準局長通達（R 7 年 5 月 20 日付け基発
0520第6号）

2 職場における熱中症予防対策の総枠

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく措置

1 作業環境管理

(1) WBGT 値（暑さ指数）の低減等 (2) 休憩場所の整備等

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等 (2) 暑熱順化 (3) 水分及び塩分の摂取

(4) 服装等 (5) 作業中の巡視 (6) 連絡体制の整備

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等 (2) 日常の健康管理等

(3) 労働者の健康状態の確認 (4) 身体の状態の確認

4 労働衛生教育

(1) 熱中症の症状 (2) 熱中症の予防方法 (3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

5 救急処置

(1) 緊急連絡網の作成及び周知 (2) 救急措置

2 職場における熱中症予防対策の総枠

令和7年STOP!熱中症クールワークキャンペーンに基づく措置

趣旨：「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置を講ずるよう広く呼び掛けるとともに、期間中の対策の徹底を図る

1 WBGT値の活用

(1) WBGT値の把握 (2) WBGT値の評価

2 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等 (2) 休憩場所の整備等

3 作業管理

(1) 作業時間の短縮等 (2) 暑熱順化への対応 (3) 水分及び塩分の摂取 (4) 服装等
(5) プレクーリング

4 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等 (2) 日常の健康管理等
(3) 労働者の健康状態・暑熱順化状況の確認 (4) 作業中の健康状態の確認

• 5 労働衛生教育

• 6 異常時の措置

• 7 熱中症予防管理者等の業務

※キャンペーン期間中の実施事項

2 職場における熱中症予防対策の総枠

「職場における熱中症予防基本対策要綱」

「令和7年STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」を参照



資料の入手先

2 職場における熱中症予防対策の総枠

厚生労働省ホームページにおける情報



HOME | 職場でおこる熱中症 | 暑さ指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

> 新着情報 > サイトマップ > お問い合わせ

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



目次	
01 熱中症から命を守る	P4
02 熱中症の基礎知識	P50
03 食と水分と対策	P12
04 予防法	P19
05 救急処置	P47
06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ	P63
07 暑さ指数	P73

CLICK

動画で学ぶ

職場における熱中症の予防
対策について専門講師が分
かりやすく解説します!

理解度確認クイズ付き
講習動画

専門講師が解説する
講習動画

2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない



すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！

3. 熱中症の症状と重症度分類

重症度	症状		手当
I 度	熱失神 熱けいれん (筋けいれん)	●顔面蒼白 ●脱水 ●吐き気 ●めまい、立ちくらみ ●急性の筋肉痛、こむら返り	119番▶応急手当 ●冷所で安静 ●身体を冷やす ●水分と塩分の補給 ●見守り
II 度	熱疲労	●口の渇き ●めまい ●頭痛 ●イライラする ●倦怠感	医療機関での 診療が必要 
III 度	熱射病	●意識がない ●けいれん発作 ●身体が熱い	入院治療が必要 

4. 「命を救う行動」 現場で作業員が倒れたときの ○ 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



救急車が到着するまで

作業着を脱がせ
水をかけ全身を **急速冷却**

次頁参照

③ 救急搬送 ▼ 生還

すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』 !

➡ 「水かけ」で急速冷却（アスリートの世界では一般的）



© JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）

【スポーツ活動中の熱中症予防】ch.5 身体冷却法 -応急処置編-
「水道水散布法」2:46～参照

<https://www.youtube.com/watch?v=g2FZVArhb48&t=6s>

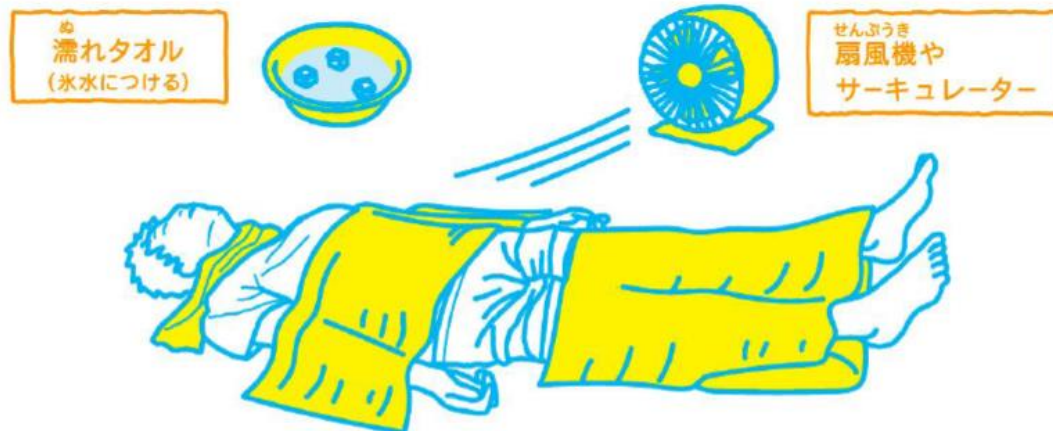
22



救急車到着までの応急手当が運命を左右する

しんぷたいおん さ ほうほう
深部体温を下げる方法～アイスタオル～

日本気象協会推進
熱中症ゼロへ。



作成：日本気象協会推進「熱中症ゼロへ」プロジェクト

イラスト出典：日本気象協会推進「熱中症ゼロへ」プロジェクト

例② 濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てる

解説

体表近くの太い静脈を冷やすことで全身を冷却します。頸部の両側、腋の下、足の付け根の前面（そけい部）等に、保冷剤や氷枕、冷えたペットボトルやかち氷をタオルでくるんで当てます。図は、濡れタオルを身体に当て、扇風機の風を当てる例です。

「あやまった行動」 現場で作業員が倒れたときの × 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...

①



意識状態は悪かったが
平熱だったので
大丈夫だと判断

②



クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませた
しばらくして様子を見に行くと
意識がなく、高熱になっていた

③

救急搬送 ▼ 心肺停止

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた

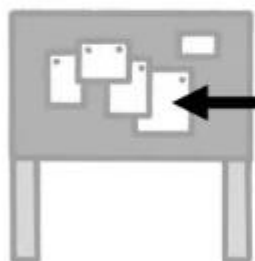
1. 皮膚をつまみ上げて「脱水状態」チェック

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



高齢者で確認しやすい

2. 爪押しで「隠れ脱水症」チェック



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』のを見つけ方

爪押しでセルフチェック



手の親指の爪を逆の指でつまむ



つまんだ指を離したとき、白かった爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起こしている可能性があります



3. 尿の色で「脱水状態」チェック



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』のを見つけ方

尿の色でセルフチェック

身体の水分量が不足

①

いい感じですよ。普段通りに水分をとりましょう。

②

問題はありませんが、もう少し給水しましょう（コップ1杯程度）。

③

1時間以内に約250mlの水分をとりましょう。
屋外、あるいは発汗している場合は500mlの水分をとりましょう。

④

今すぐ250mlの水分をとりましょう。
屋外、あるいは発汗している場合は500mlの水分をとりましょう。

⑤

今すぐ1000mlの水分をとりましょう。
この色より濃い、あるいは赤／茶色が混じっているときは、
脱水症状以外の問題が考えられます。すぐに病院に行きましょう。

②～⑤
水分を補給して
身体の水分量を
回復させましょう

⑤より濃いときは
すぐに報告して下さい



4. 平均台の上を歩いて「体調」チェック

もたついたり、落下しないか



平均台の代わりに、直線を引いても良い

5. 車を「休憩所」にアレンジ

涼しい車内で身体を休める



6. 「足水」でヒンヤリ

足水専用のハウスを設置



バケツに水を張り
足を入れるだけでもOK

7. ウェアラブル端末で体調の見える化

リスクが見てわかる



「ウェアラブル端末」には、さまざまなタイプの製品があります。
使いたい機能、使い勝手、精度、バッテリーの駆動時間などを考慮して
目的にあったものを試してみるといいでしょう。



- 熱中症対策・予兆検知
- 転倒・転落検知
- 屋外・屋内位置測定
- SOS発信

8. ドリンクサーバーを設置して水分摂取を励行

目立つ場所に設置して水分補給を促す



～食品工場の取り組み～

衛生服・マスクを着用していると
身体の熱がこもり蒸し暑くなり、空調効果を感じづらいので
意識的に水分を摂取できるようにしている

写真提供

写真左：日本ハムファクトリー株式会社 茨城工場
写真右：株式会社鎌倉ハム富岡商会

32

暑さに慣れる

暑さに慣れる ▶ 早く汗が出る ▶ 体温上昇STOP



熱中症予防には

『暑熱順化』



解説

人間は暑さに、多少ですが、慣れることができます。これを暑熱順化といいます。暑熱順化により、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められるようになります。暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作りましょう。

数日休むと、暑熱順化効果は『ゼロ』になる



特に気をつける必要がある人

入職したての人



作業初日は
身体への負担が
大きい

長期休暇あけの人



たとえ数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はゼロに

解説

入職したての人は、暑さに慣れていないので要注意。事前に暑熱順化するよう指導しましょう。暑熱順化をしても、その効果は、数日間休んだだけでゼロになってしまうので長期休暇あけの人は特に注意が必要です。

暑熱順化トレーニング

日常生活の中で無理のない範囲で汗をかくようにし、数日から2週間ほど続けて完了

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回



解説

暑熱順化のポイントは、汗をかくこと。運動や入浴など、日常生活の中で行えます。個人差もありますが、数日から2週間程度で、身体を暑さに慣れさせることができます。暑くなる前から余裕をもって、暑熱順化を始めてください。

まとめ

暑熱順化は、
暑くなる前から始める
熱中症予防対策

数日から2週間程度で
身体を熱中症対応モードにできるが
長期休暇で効果はゼロになるので要注意

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

労働安全衛生規則の改正の背景

職場における熱中症による死亡災害の傾向

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が3年連続で30人以上。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」



早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

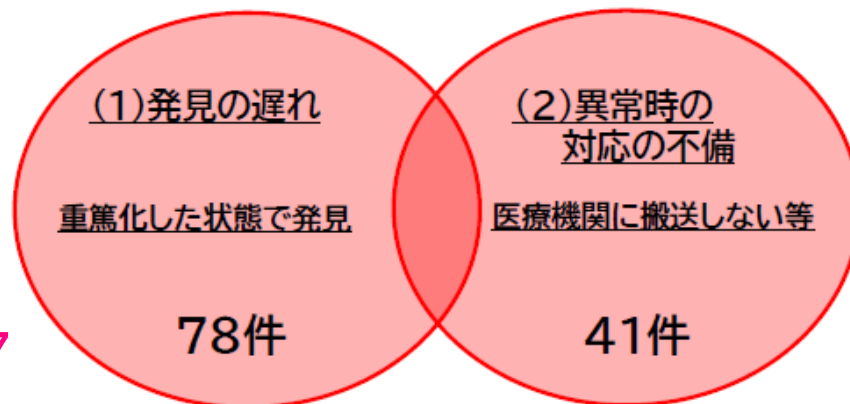
現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)
ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果

分析：厚生労働省安全衛生部



100件の内容は以下のとおり



3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

報告体制の整備、関係者への周知義務化の背景

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が他の労働災害の5倍～6倍
- ・ 死亡災害の約7割は屋外作業、気候変動の影響で更なる増加の懸念

熱中症による労働災害の多くが…

「初期症状の放置・対応の遅れ」

4 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

新たな規制、対象となる作業

熱中症対策の強化のため労働安全衛生規則（厚生労働省令）を改正し、新たに第612条の2を追加（労働安全衛生法第22条を根拠）

労働安全衛生規則の第3編衛生基準 第5章温度及び湿度の規定に追加

※労働安全衛生法第119条により罰則の適用あり

4 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付ける。

今回の規則改正は…

熱中症予防ではなく、重篤化を防ぐための改正

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

改正の概要

次の1、2の事項を事業者に義務付ける

1 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業着者」

②「熱中症のおそれがある作業着者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制を作業場ごとにあらかじめ定め、関係作業着者に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱、②身体の冷却、③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること、

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を作業場ごとにあらかじめ定め、関係作業着者に対して周知すること

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

増え続ける熱中症による労働災害を防止するため、今年6月1日から熱中症対策が強化

第612条の2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業※¹等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者※²が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備※³し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知※⁴させなければならない。

報告体制の整備

関係者への周知

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

厚生労働省 労働基準局長通達、R 7 年 5 月 20 日付け基発0520第 6 号

※1 「暑熱な場所において連続して行われる作業」とは「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業。非定常作業、臨時の作業等を含む

※2 「当該作業に従事する者」には、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含む

※3 「報告をさせる体制を整備」には、熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、作業者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれる

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

厚生労働省 労働基準局長通達、R 7 年 5 月 20 日付け基発0520第 6 号

※³ 「報告をさせる体制を整備」に関して、熱中症が生じた疑いのある作業者を早期に発生する観点から次の取組を勧奨

- （１）責任者等による作業場所の巡視
- （２）２人以上の作業者が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用
- （３）ウェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理
- （４）責任者・労働者双方向での定期連絡

ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせる等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

厚生労働省 労働基準局長通達、R 7 年 5 月 20 日付け基発0520第 6 号

※3 「報告をさせる体制を整備」

熱中症を生ずるおそれのある作業が行われることが想定される作業日の作業開始前までに体制整備を行っておく必要がある

夏季の屋外作業のように、一定期間、暑熱環境下で作業を行うことが明らかな場合は、十分な余裕をもって体制を整え、当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておく

作業が、同一の従事者によって一定期間に連続して行われることが想定され、既に体制の整備及びその周知が講じられている場合には、当該措置を作業日ごとに重ねて実施する必要はない

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

厚生労働省 労働基準局長通達、R 7 年 5 月 20 日付け基発0520第 6 号

※4 「周知」について

- （1）報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある
- （2）方法としては、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における口頭での伝達等
- （3）可能な限り複数の手段を組み合わせる行う

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

労働安全衛生規則を一部改正内容

第612条の2

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、**身体の冷却※⁵**、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他**熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順※⁶**を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

○ 症状悪化防止のための措置と実施手順の作成

○ 関係者への周知

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

厚生労働省 労働基準局長通達、R 7 年 5 月 20 日付け基発0520第 6 号

※5 「身体の冷却」

- （１）作業着を脱がせて水をかけること
- （２）十分に涼しい休憩所に避難させること
- （３）ミストファンを当てること等の被災者を体外から冷却する措置
- （４）アイススラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等の被災者を体内から冷却する措置 など

留意点

容態が急変する場合があることから、熱中症を生じたおそれがある作業者を一人きりにすることなく、他の作業者等が見守ることが重要

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

厚生労働省 労働基準局長通達（R 7 年 5 月 20 日付け基発0520第 6 号）

改正省令の細部事項

1 「熱中症」

高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称

2 「暑熱な場所」に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、通風のよい屋外作業について、天気予報、熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えない

3 「報告体制の整備」について、建設現場の混在作業では、各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定め、これを作業者の見やすい場所に掲示することやメール、文書の配布等でも可

3 改正労働安全衛生規則について（熱中症対策の強化）

今後の熱中症対策（まとめ）

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※ 報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

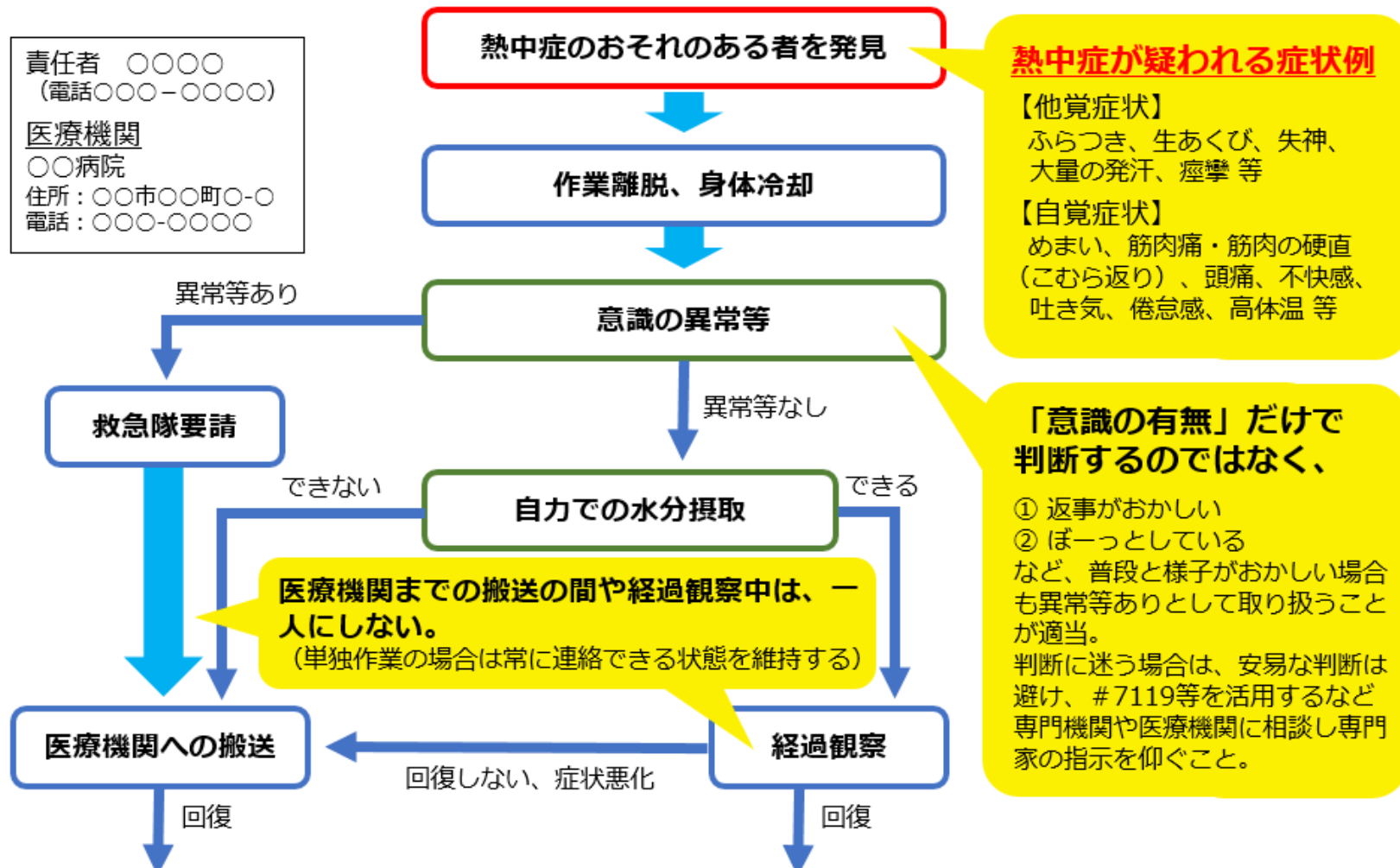
※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

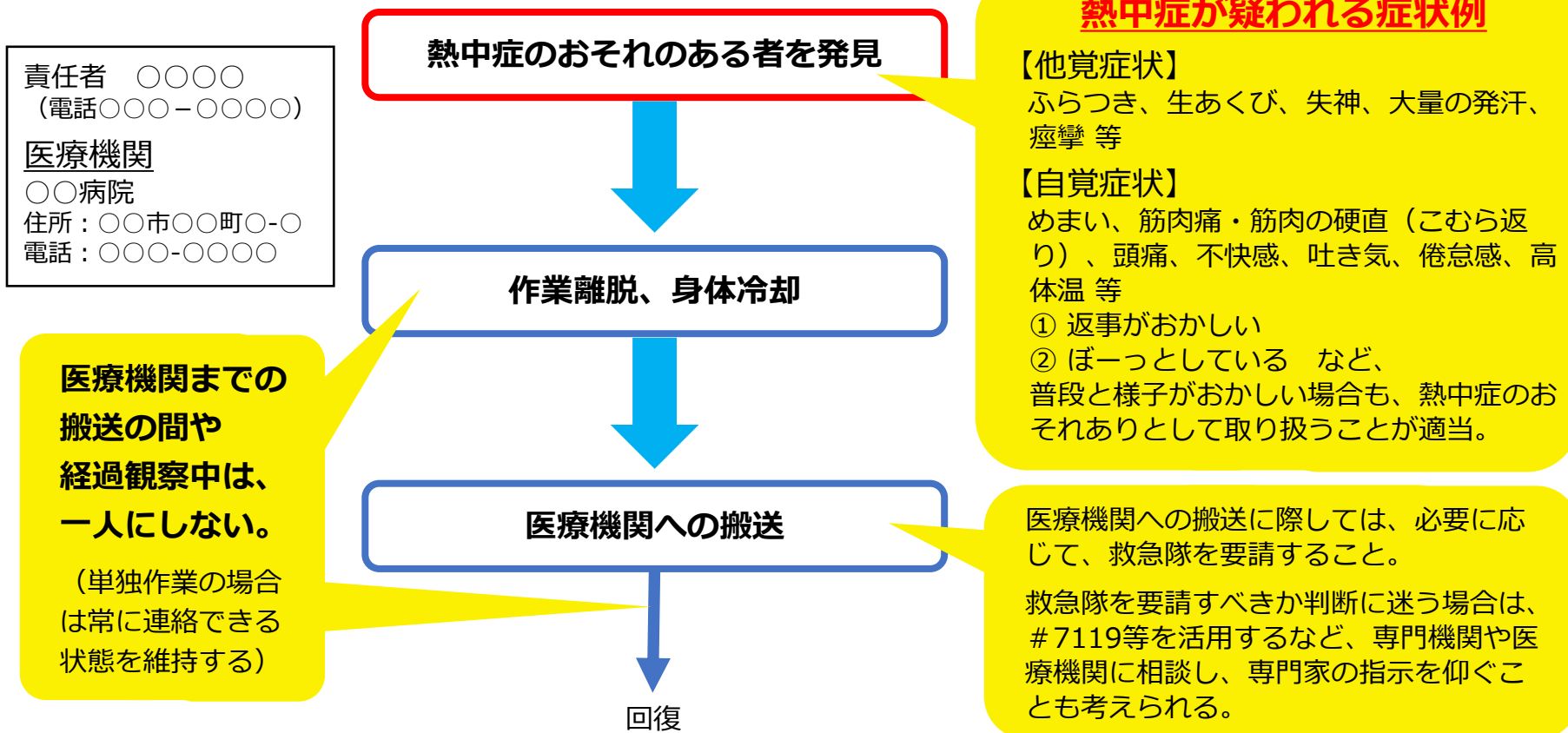


回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

4 熱中症による労働災害事例

令和3年7月発生（被災者：70代男性作業員・経験3月）

朝9時から展示車両の洗車を行っていたところ、12時過ぎに倒れている被災者が発見される。その後、同僚が声を掛けたところ、被災者は自力で屋内まで移動。同僚は病院への受診を促したが、大丈夫と返答。そのまま休ませていたが、15時頃に症状の悪化に気づいた同僚が救急車を手配して搬送された（5日後に死亡）

発生場所付近の当日11時30分の気温は29.4度、湿度64%、WBGT値は28.3

4 熱中症による労働災害事例

令和6年8月発生（被災者：60代配送作業員・経験50年）

朝6時ごろ出勤し、客先でのガスボンベの交換業務を終え、12時45分ごろ事業場に戻ってきた被災者が、屋根が設けられた屋外プラットフォーム上においてボンベの荷下ろし作業を行っていたところ、突然体調が悪くなった

12時50分ごろ、プラットフォーム上で横になっていたところを近くにいた同僚らに発見される

同僚から報告を受けた責任者が直ちに救急車を要請し、病院に搬送されが15時過ぎに死亡した

発生場所付近の当日12時の気温は32.6度、WBGT値は31.5

4 熱中症による労働災害事例

平成30年7月発生（被災者：20代作業員・経験0年・重度熱中症）

13時30分頃出勤（当日が初めての出勤日）

教育の後、14時15分から17時まで休憩等を取りながら仕分け作業等に従事

17時より18時までの食事休憩後、18時より18時50分まで同作業に従事。休憩後、19時から同作業に従事

20時30分頃、同僚が倒れている被災者を発見。直ちに救急車を要請。同僚らが冷却剤による身体の冷却等応急措置を実施

当日のWBGT値の記録はないが、後日測定した数値から、当該作業場所のWBGT値は30度、最高気温は36度と推定

水循環式の冷風機の設置、塩飴等の備え付けあり

5 熱中症予防対策の事例

屋外作業（建設業）



○工事現場の朝礼広場WBGT値を表示

○リアルタイムでWBGT値を把握できることから、数値に基づいた素早い対応が可能

5 熱中症予防対策の事例

屋外作業（建設業）



○炎天下で日差しの強い環境

○休憩テント、椅子を設置

○写真右奥が南側となっており、直射日光を防ぐブルーシートを張っている

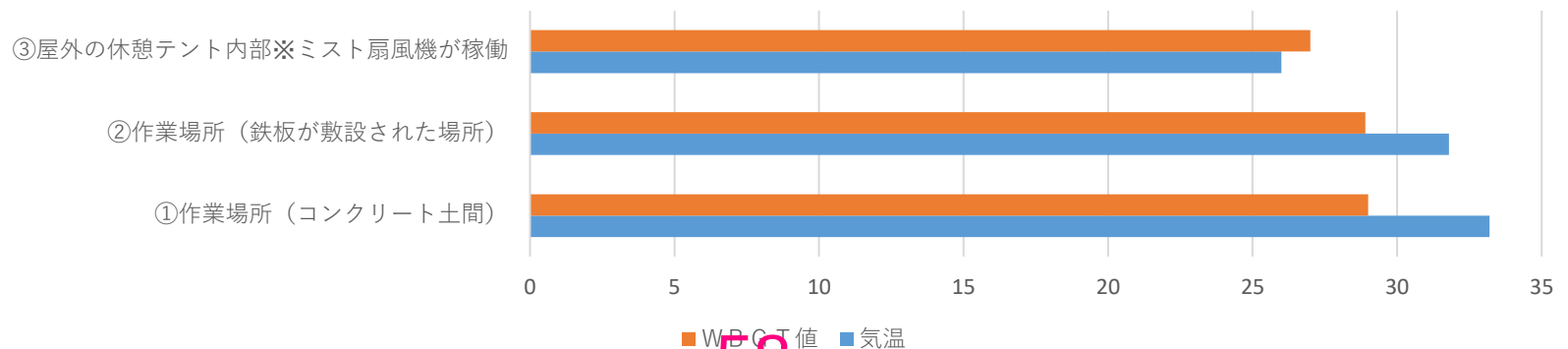
○ミストの出る扇風機

5 熱中症予防対策の事例

対策の効果（WBGT値と気温を実測、令和3年8月19日午前11時頃）



場所	気温	WBGT値
①コンクリート土間	33.2	29
②鉄板敷設場所	31.8	28.9
③休憩テント内部	26	27



5 熱中症予防対策の事例

製氷機、塩飴等の備え付け



6 まとめ

- 改正規則を踏まえた措置の徹底
- 7月は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間
- 梅雨明けを迎えると、急激なWBGT値の上昇が想定されることから、計画的な暑熱順化を行う
- 熱中症の予防方法を理解する労働衛生教育の実施

厚生労働省では

職場における熱中症予防に関する様々なコンテンツを発信

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



6 まとめ

労働災害を防ぐために

労働災害の発生した事業場の関係者に話を聴くと・・・

- 「まさか、この作業でけがをするとは思わなかった」
- 「まさか、機械が急に動き出すとは思わなかった」
- 「まさか、ここに人がいるとは思わなかった」
- 「まさか、物が倒れてくるとは思わなかった」

「まさか」のフレーズが多い

6 まとめ

労働災害を防ぐために

「まさか」を「もしも」の視点に

- 「もしも、突然機械が動き出したら・・・」
- 「もしも、あの陰に人がいたら・・・」
- 「もしも、立掛けた物が倒れてきたら・・・」
 - ⇒ 「機械が動き出さないように停止させよう」 (対策)
 - ⇒ 「物陰に人がいないか確認しよう」 (対策)
 - ⇒ 「物が倒れないようにしよう」 (対策)

6 まとめ

労働災害を防ぐために

「まさか」は・・・

「もしも」の視点で先手の安全対策を

全員参加の「KY（危険予知）活動」、「リスクアセスメント」などで
「もしも」の視点を取り入れる

「まさか」より

「もしも」の視点で危険予知